

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>食品衛生法第十一条第三項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質は、次に掲げる物質とする。</p> <p>一〇十五 (略)</p> <p>十六 カプリン酸グリセリル</p> <p>十七〇二十三 (略)</p> <p>二十四 グリセリンクエン酸脂肪酸エステル</p> <p>二十五〇七十三 (略)</p>	<p>食品衛生法第十一条第三項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質は、次に掲げる物質とする。</p> <p>一〇十五 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>十六〇二十二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>二十三〇七十一 (略)</p>